

令和4年度介護職機能分化モデル事業
「介護助手募集の広報支援事業（第3回）」応募要領

1. 目的

地域の元気な高齢者や主婦の方々などを介護助手として採用する取組を促進することで介護業務の機能分化を図り、介護人材の確保や介護サービスの質の向上を目指すとともに、地域住民の社会参加を実現し、生きがいつくりや身体機能の維持に資することを目的とします。

2. 実施主体

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会（福島県委託事業）

3. 対象

介護保険法に規定する介護保険施設（介護予防）、居宅サービス事業所（介護予防）、地域密着型サービス事業所、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）に規定する老人福祉施設で介護職員の配置が義務付けられており、今後新たに介護助手を1名以上採用する予定がある県内の施設・事業所（以下「施設等」という。）で、事業実施後、本会が行うアンケートやヒアリングにご協力いただける施設等

4. 介護助手募集の広報支援事業

介護助手の採用を希望する施設等の求人について、介護助手募集の折込広告を作成します。第3回は1月の発行を予定しています。

県社協	施設等
<p>①福祉人材情報システム「福祉のお仕事」を通じて、求人票の作成、申請（登録）を支援します。施設等の求人を取りまとめ、折込広告を作成し1月に発行します。</p> <p>②その他、様々な媒体を利用し介護助手の募集について広報支援を行います。</p> <p>③応募者からのお問い合わせに対応し、適宜、各施設等へおつなぎいたします。</p>	<p>①福祉人材情報システム「福祉のお仕事」を通じて求人票を作成し申請（登録）します。</p> <p>②広告の配布やホームページを活用した周知などをご検討ください。</p> <p>③随時、応募者からのお問い合わせや施設見学等へのご対応をお願いします。</p>

5. 介護助手について

- (1) 地域の元気な高齢者や就労していない主婦、また、新型コロナウイルス感染症に関連して失業した方などを、年齢や性別、介護に関する経験や資格の有無を問わず対象とします。
- (2) 介護助手の業務内容は、補助的な業務とし、食事介助や入浴介助などの専門的な知識や技術を必要とする業務には、原則として従事できません。
- (3) 各施設等が直接雇用し、労働関係各法に基づき、適正な雇用管理を行います。また、可能な限り継続雇用に努めてください。

(4) 介護助手は法令上必要な人員配置基準には算入できません。

6. 申込方法

別紙参加申込書に必須事項をご記入の上、期限までにメール又は FAX にてお申込みください。後日、本会より決定通知をお送りします。

申込締切 令和4年11月11日(金)

7. 申込・問い合わせ先

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 人材研修課 (笠井・渡辺)

住 所 960-8141 福島市渡利字七社宮111番地

TEL 024(521)5662 FAX 024(521)5663

E-mail kinoubunka@fukushimakenshakyō.or.jp